建災防宮城県支部からのお知らせ

令和８年11月１日

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
～ 心とからだにゆとりを持った職場環境づくりを ～



過労死等の労災認定件数は、昨年に比べて脳・心臓疾患が減少となった一方、精神障害が増加となっているほか、請求件数はいずれも増加しており、心身のストレスを抱える労働者の適切な業務状況の把握、心とからだの健康管理がますます重要となってきています。

令和7年度の労災認定件数

	脳・心臓疾患		精神障害	
	支給決定件数	うち死亡	支給決定件数	うち自殺※
全業種	217	67	1082	76
うち宮城	4	1	15	3
建設業	21	8	98	15

※ 未遂を含む。

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」とし、シンポジウムなどの各種啓発活動、長時間労働が疑われる企業に対する重点的な監督指導などが予定されています。皆さまにおかれましては、労働災害防止のためにも「働き方改革」の一層の推進をお願いします。

過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されます

過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、11月16日（月）、せんだいメディアテーク（仙台市青葉区春日町２－１）において、厚生労働省主催による「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開催されます。

今年は、「若者の働く環境と労働教育の現在地」と題する講演のほか、「過労死をなくすためのワークルール教育の課題」のパネルディスカッションなどが行われます。参加には事前申込が必要です（参加費無料）。

詳しくは、ＱＲコードからご確認いただく、または、開催事務局（☎0570-036-222）あてお問合せください。

宮城労働局 HP「シンポジウム案内」



〖お詫び〗 ホームページの緊急メンテナンスにつきまして

PHPに関するセキュリティ上の脆弱性が確認されたことから、当支部サイトを一時的に閉鎖いたしました（不正アクセスの発生に伴うものではありません。）。現在は、対策が完了し、安全な運用可能が確認できたことから、サービスを再開しております。皆様には、ご不便、ご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。引き続き、ご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

改正安衛法(個人事業者等関係)の説明会を開催します

令和５年以降、個人事業者等の安全衛生措置に関する法令の改正・施行が行われ、来年４月１日にはすべての規定が施行されます。制度の内容を十分に理解し、適切な措置を図ることが、個人事業者等及びその注文者等に求められています。

建災防では、宮城労働局、労働基準監督署の御協力をいただき、個人事業者等に対する安全衛生措置に関する説明会を、12 月から県内５か所にて開催します。

対象は当支部会員だけでなく、個人事業者等を含む建設業に関係する皆様で、参加は無料です。

申込は、①ＦＡＸ送信、②下記ＱＲコード読取、③ホームページから入力のいずれかの方法でお願いします。

多くの皆様のご出席をお待ちしています。

詳しくは当支部までお問合せください。



定期自主検査、特定自主検査の実施時期について、通達が出ました

厚生労働省より、定期自主検査及び特定自主検査のうち、１年又は２年ごとに１回、定期に実施する検査に関し、実施時期を月単位で管理している場合については、法定の期間ごとに１回、定期に実施することを満たす旨の通知が出されました。

詳しくは、右記ＱＲコードからご確認ください。

冬季災害を防止するための取組を進めましょう！

11 月となり、日一日と日没が早くなり、朝夕に寒さを感じることが増えてきました。作業には厳しい環境が続くようになり、注意力・集中力の減退、無意識又は故意による省略行動などを原因とする災害発生のおそれが高まります。

また、凍結・積雪による転倒災害が多く発生するようになり、発生した際には骨折など長期休業を余儀なくされるケースが多くを占めるところです。

冬季に特徴的な災害を防止するため、早い段階から安全で安心して作業できる環境や装備などの準備、安全衛生意識の啓発を進めましょう。

加えて、今年多数発生している交通死亡災害について、気持ちと時間に余裕を持って、天候、路面、周囲の車両の走行状況などに留意しつつ、安全作業と安全運転に徹しましょう。



講習予定など建災防の情報はこちらから

建設業労働災害防止協会 宮城県支部
〒980-0824 仙台市青葉区支倉町 2-48 宮城県建設産業会館5階
電話 022-224-1797 FAX022-265-5604